

被保険者の皆さまへ

富士フイルムグループ健康保険組合

健康保険組合 各種事業の見直しおよび変更について

富士フイルムグループ健康組合の財政が、医療費や納付金(高齢者医療拠出金)により年々赤字が増大していることは健康組合機関誌「けんぽだより」でたびたびお知らせしています。平成 25 年度から保険料率の引き上げが必要となる可能性があることも前年発行の「けんぽだより(2012 年春号)」でお知らせしていましたが、平成 25 年度での保険料率の引き上げは見送ることになりました。

しかしながら、引き続き健保財政は厳しく、支出を削減する必要があるため、下記の経費削減策を実施することになりました。

平成 25 年 2 月 14 日に開催された組合会において、事業の見直し・変更が承認されましたので、その内容をご連絡させていただきます。

記

見直し・変更のある主な事業は、次のとおりです。

1	<p>「付加給付金」の 自己負担上限額変更</p> <p>≪ 4 月診療分から ≫</p>	<p>20,000 円 → 25,000 円</p> <p>「付加給付」は、被保険者及び被扶養者が医療機関で支払った 1 件あたり〔診療月ごと・患者 1 人ごと・医療機関ごと(外来・入院別、医科・歯科別)〕の自己負担額が一定額を超えた場合に還付される制度です。</p> <p>自己負担の上限額が上がります。</p>
2	<p>人間ドック補助額の変更</p> <p>≪ 4 月 1 日受診から ≫</p>	<p>人間ドックを受診する場合の健保補助額が変わります。</p> <p>一般コース : 25,000 円 → 20,000 円 婦人科コース : 30,000 円 → 25,000 円 (追加費用が無い婦人科コースは 20,000 円)</p> <p>* 予約の時期を問わず、4 月 1 日受診分から変更になります。医療機関窓口での精算額が増えますのでご注意ください。 在職中の方が平成 25 年度の健診受診方法(社内健診と人間ドックの選択)を決める場合、必ず費用をご確認ください。</p> <p>* その他の健診補助金(脳ドック・婦人科がん検診・自治体がん検診等)に変更はありません。</p>
3	<p>「契約保養所」の見直し</p>	<p>解約する保養所(最終宿泊可能日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての契約保養所 (H25. 9. 30) ● 東急ハーヴェストクラブ箱根甲子園 (H25. 12. 31) <p>* 既に予約を入れている場合でも、解約日以降の宿泊は、健保からの利用料補助がありません。(全額自己負担です) キャンセルをする場合は、キャンセル料金が発生しないよう、お早めに手続きをお済ませください。健保で、キャンセル料の負担は行いませんのでご注意ください。</p> <p>従来どおり利用できる保養所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 四季倶楽部 あたみ小嵐荘・レヴェシェ三浦海岸 (および四季倶楽部の他の施設) ● 富士ゼロックス㈱社有保養所

4	健康保険証 『写真入り』の廃止 ≪4月1日交付分から≫	従来、富士フイルムグループ健保組合の特色として、被保険者(本人)用の健康保険証は写真入りで発行していましたが、 4月1日以降に交付する健康保険証は、氏名変更や再交付も含め、全て写真無しになります。 なお、任意継続・特例退職被保険者制度に加入する方は、先行して3月から写真無しで実施させていただきます。
5	スポーツクラブ 「利用補助金」の廃止 ≪8月1日利用分から≫	「コナミスポーツクラブ」「セントラルスポーツ」「東急スポーツオアシス」「ティップネス」等のスポーツクラブの『利用料補助』は廃止になります。 利用者がその都度支払う料金が増額(500円~700円)になりますのでご注意ください。 なお、法人契約は継続しますので、入会金・年会費等は従来どおり不要です。
6	電話相談事業の 契約内容変更 ≪4月1日から≫	電話による『メンタルヘルスカウンセリング』は各自治体で相談窓口が設けられるようになったため解約します。 健康・医療相談の『フジホームドクター24』および、当健保組合ホームページの『メンタルヘルス健康ガイド』は従来どおり利用できます。
7	けんぽだより 「発行経費」の削減 ≪2013年春号から≫	「けんぽだより」は、当健保に加入されている被保険者・被扶養者の皆様へ健保組合からの各種のお知らせをするため、欠かす事のできない広報誌です。 従来はフルカラー印刷で発行していましたが、 2013年春号から『2色刷り』になります。 また時期によっては、ページ数も減らして発行させていただきます。

上記のとおり、各種事業の見直し・変更が行われます。ご理解を頂きますようお願いいたします。

以上

≪当健保組合に加入する皆さまへお願い≫

保険給付費を適正に抑えましょう

被保険者の皆さまの給料や賞与などをベースに算出される「保険料収入」のアップが見込みにくい状況の中で、健保支出の中で最も多くの割合(約54%・160億円)を占める「医療費」は増え続けています。

「医療費の削減」は、健保財政健全化の第一歩です。

そのためにも、会社と健保組合が一体になり保険給付費の適正化(生活習慣病の予防・メンタルヘルス対策・ジェネリック医薬品への切り替え促進等)を強化してまいります。

- ★ かかりつけ医を持つことにより、無駄に「はしご受診」「コンビニ受診」をしない
- ★ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に利用する
- ★ 健診を受診し、生活習慣病にならないよう自己管理をする

など、皆さまの「賢い患者」としての行動に、今後もご協力をお願いいたします。